

松尾小学校校舎整備工事基本設計業務委託に係る
プロポーザル審査会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、松尾小学校校舎整備工事基本設計業務委託の執行において、公募型プロポーザル方式により、業務受託候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、松尾小学校校舎整備工事基本設計業務委託プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)の業務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を調査審議したうえで、当該業務に最も適した業務受託候補者を選定するものとする。

- (1) 企画提案の審査及び業務受託候補者の選定
- (2) その他業務受託候補者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 教育委員
- (4) 教育部長
- (5) 財政課長
- (6) 教育総務課長
- (7) 学校教育課長
- (8) 山武市立豊岡小学校長
- (9) 山武市立松尾小学校長

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、会長は、副市長が務める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、教育長がその職務を代理する。

(審査会)

第5条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の4分の3以上の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、随時に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 審査会の委員は、その職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 プロポーザルの実施及び審査会に関する庶務は、教育総務課において処

理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。